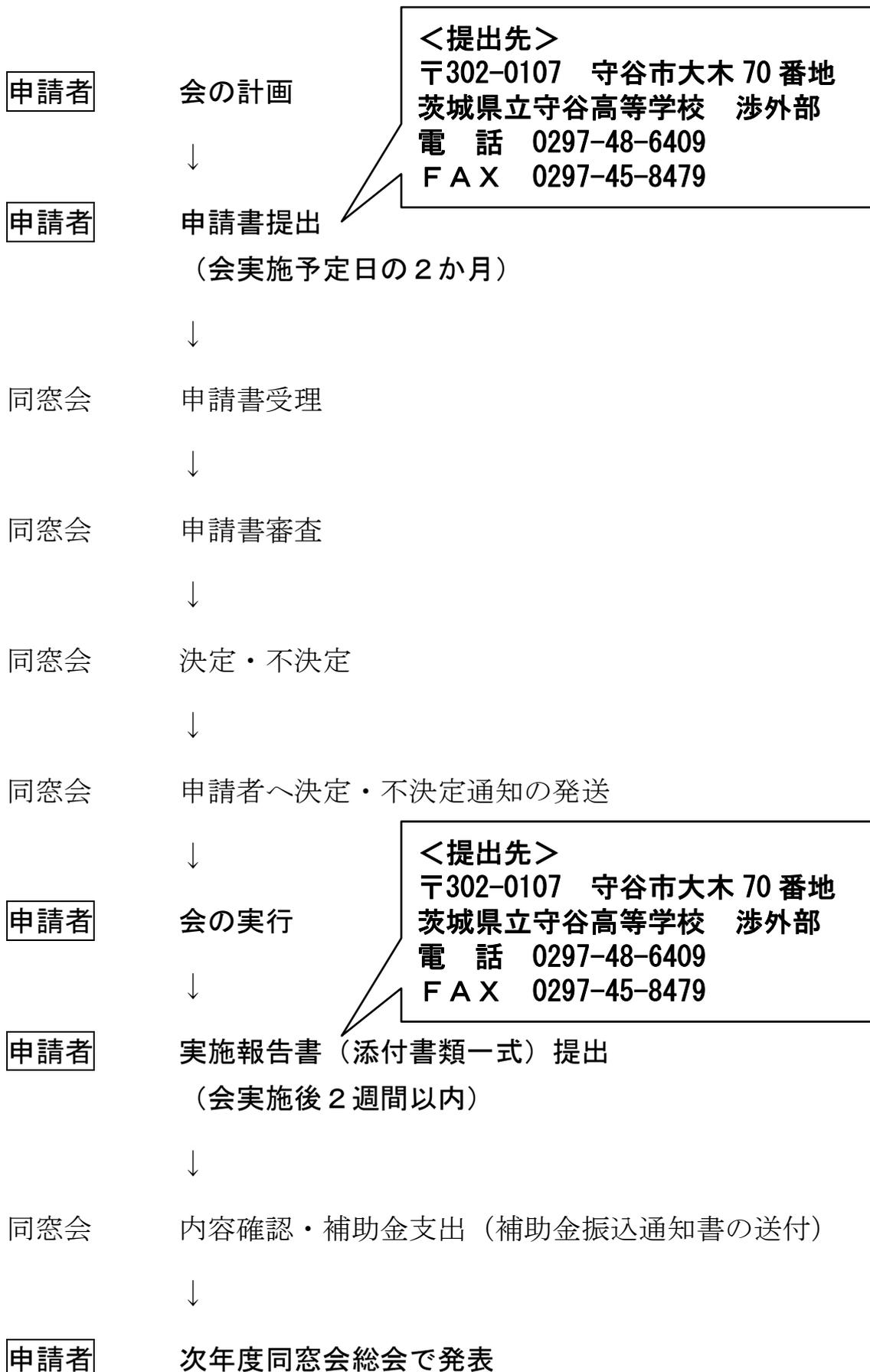


## 【補助金交付の流れ】



## クラス会等交流事業補助金交付要項

### 第1条（目的）

本要項は、守谷高等学校のクラス会等の事業（以下「クラス会等活動」という）を活性化させるための補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

### 第2条（助成対象等）

補助金の交付対象とするクラス会等活動は「別表1」のとおりとする。

### 第3条（補助金基準）

補助金額は「別表2」のとおりとする。

### 第4条（補助金の交付申請）

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）が、補助金の交付を受けようとするときは、クラス会等活動の実施予定日の2か月前に、様式第1号による交流事業補助金申請書を会長に提出しなければならない。

2 各会の補助金申請は、3年に1回とする。

### 第5条（補助金交付の条件）

申請者は、事業の実施に当り、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金はクラス会等活動の目的以外に使用しない。
- (2) 同窓会の監査を求められたときは、関係書類を提出する。
- (3) クラス会等活動を実施した翌年度の同窓会総会において、当該活動について報告する。

### 第6条（補助金の支出）

会長は、第4条第1項の申請書を受理したときは、審査の上、補助金を支出する必要があると認めたものについて予算の範囲内において交付を決定し、申請者に対し様式第2号により通知するものとする。

2 補助金は第7条の交流事業補助金実施報告書を受理した後に支出するものとする。

### 第7条（実施報告）

申請者は、クラス会等活動の実施後2週間以内に、様式第3号による交流事

業補助金実施報告書を「別表3」に定める書類を添付して会長に提出しなければならない。

#### 第8条（交付決定の取消し等）

会長は、クラス会等活動が中止されたとき又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、本要項又は本要項に基づく会長の指示に違反した場合
- (2) 申請者が、補助金をクラス会等活動以外の用途に使用した場合
- (3) 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

2 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、申請者に対し様式第4号により通知するものとする。

3 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、申請者に対して期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

#### 附則

この要項は平成30年9月1日より施行する。

#### 別表1（第2条関係）

補助対象は、原則として、10名以上出席のある次の会とする。

- ・クラス会
- ・同期会
- ・その他、会長が特別に許可した会

#### 別表2（第3条関係）

補助金額は、出席人数に金500円を乗じた額とする。但し、上限額は、50,000円とする。

また、「交流事業補助金実施報告書」記載の実出席者数が「交流事業補助金申請書」記載の出席予定者数より増加した場合であっても、様式第2号記載の支給予定額の増額は行わないものとする。

別表 3 (第 4 条関係)

添付書類は、次の①から③とする。

- ① 「開催通知文」または「案内文」の原本又は写し  
(電子メールやソーシャルネットワークサービス等の場合はスクリーンショットを印刷したものでも可)
- ② 飲食費、会場借り上げ等の領収書の原本又は写し
- ③ 参加者名簿 (参加者直筆, フルネームとする)

# クラス会等交流事業補助金申請書

年 月 日

茨城県立守谷高等学校同窓会長 殿

申請者

第 \_\_\_\_\_ 期生 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(〒 \_\_\_\_\_ )

連絡先 住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

交流事業補助金を交付して頂きたく要項第4条により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 開催予定日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 開催場所

3 開催目的

4 助成対象 ① クラス会 (第 \_\_\_\_\_ 期 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 組)  
② 第 \_\_\_\_\_ 期同期会  
③ その他 ( \_\_\_\_\_ )

5 交付申請額 出席予定者数 ( \_\_\_\_\_ 名) × 500円 = ( \_\_\_\_\_ 円)

6 補助金の振込先 (申請者名義の口座)

お振込先	銀行	支店
預金種目	(該当に○) 普通 当座 貯蓄	
口座番号		
フリガナ		
名義		

# クラス会等交流事業補助金交付決定通知書

年 月 日

申請者

第 期生 氏名 様

茨城県立守谷高等学校同窓会長

先に申請のあった交流事業補助金については、要項第6条により次のとおり決定したので通知します。

- 1 支給予定額 円
- 但し、実出席人数が100人未満の場合で、かつ、申請時の出席予定者数より実出席者数が少なくなった場合は、実出席者数に500円を乗じた額を支給予定額とする。
- なお、実出席者が出席予定者数より増加した場合は支給予定額の増額は行わないものとする。
- 2 支給日 要項第7条で定める実施報告書提出後、内容を審査のうえ決定する。
- 3 補助金の振込先 申請書記載の口座とする。
- 4 その他 クラス会等活動実施後2週間以内に「クラス会等交流事業補助金実施報告書」(様式第3号)、「添付書類①及び②」(開催通知文・領収書等)、「添付書類③」(参加者名簿：参加者直筆)を提出すること。

## 【交付決定の取消しについて】

クラス会等活動が中止されたとき又は次のいずれかに該当する場合には、要項第8条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消します。

- ① 申請者が、本要項又は本要項に基づく会長の指示に違反した場合
- ② 申請者が、補助金をクラス会等活動以外の用途に使用した場合
- ③ 申請者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

様式第2号の2

# クラス会等交流事業補助金交付不決定通知書

年 月 日

申請者

第 期生 氏名 様

茨城県立守谷高等学校同窓会長

先に申請のあった交流事業補助金については、要項第6条により不決定としたので通知します。

【不決定の理由】

様式第3号

# クラス会等交流事業補助金実施報告書

年 月 日

茨城県立守谷高等学校同窓会長 殿

申請者

第 \_\_\_\_\_ 期生 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(〒 \_\_\_\_\_ )

連絡先 住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

交流事業補助金を交付して頂きたく要項第7条により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 開催日 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

2 助成対象 ① クラス会 (第 \_\_\_\_\_ 期 \_\_\_\_\_ 学年 \_\_\_\_\_ 組)  
② 第 \_\_\_\_\_ 期同期会  
③ その他 ( \_\_\_\_\_ )

3 実出席者数 \_\_\_\_\_ 名

4 添付書類

次の①から③の書類

- ① 「開催通知文」または「案内文」の原本又は写し  
※電子メール、ソーシャルネットワークサービス等のスクリーンショットを印刷したものでも可
- ② 飲食費、会場借り上げ等の領収書の原本又は写し
- ③ 参加者名簿 (参加者直筆, フルネーム)

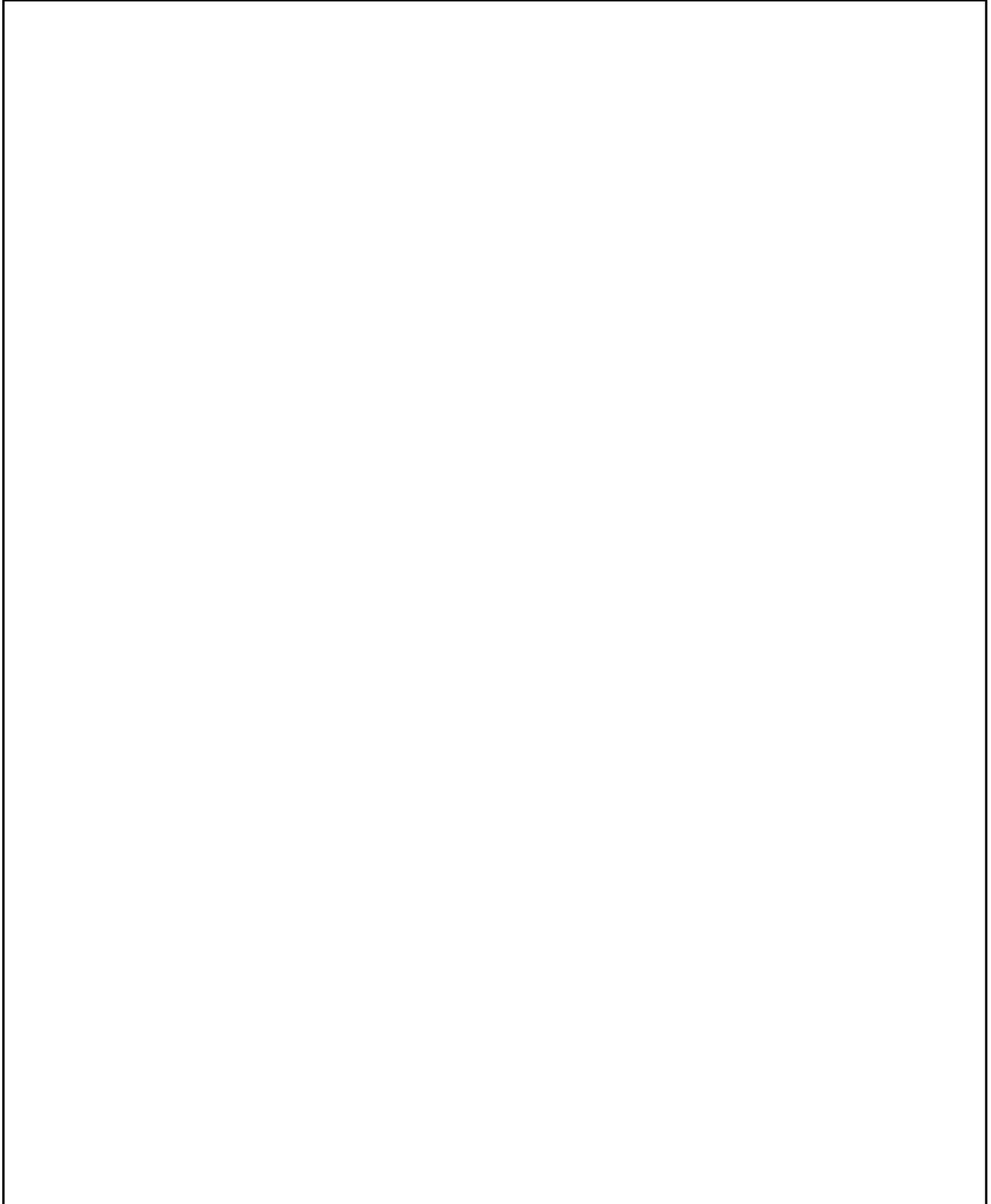
添付書類①及び②

次の①及び②の書類を貼付してください。

① 「開催通知文」または「案内文」の原本又は写し

※ 電子メール、ソーシャルネットワークサービス等のスクリーンショットを印刷したものでも可

② 飲食費、会場借り上げ等の原本又は領収書の写し

A large empty rectangular box with a black border, intended for pasting the documents mentioned in the instructions above.



様式第4号

# クラス会等交流事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日

申請者

第 期生 氏名 様

茨城県立守谷高等学校同窓会長

平成 年 月 日付け「クラス会等交流事業補助金交付決定通知書」により交付決定をしたクラス会等交流事業補助金については、下記の理由により交付決定の 全部 一部 を取り消したので、要項第8条2項の規定により通知します。

## 記

- |               |   |
|---------------|---|
| 1 交付決定した支給予定額 | 円 |
| 2 取り消しする支給予定額 | 円 |
| 3 差引支給予定額     | 円 |
| 4 取り消し理由      |   |

# クラス会等交流事業補助金振込通知書

年 月 日

申請者

第 期生 氏名 様

茨城県立守谷高等学校同窓会長

先に申請のあった交流事業補助金について、次のとおり振り込んだので通知します。

なお、要項第5条によりクラス会等活動を実施した翌年度の同窓会総会において、クラス会等活動について報告いただくこととなりますのでご留意願います。

1 支給額 円  
(振込額)

2 支給日 年 月 日

3 補助金の振込先 申請書記載の口座とする